

## 役員及び評議員の役員報酬等に関する規程

規定第1324号

一部改正 2021年 4月 1日 2025年 4月 1日 2026年 4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人法政大学（以下「本法人」という。）役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤の役員とは、本法人の日常業務又はその一部を担当する者をいう。
  - (3) 非常勤の役員とは、常勤以外の者をいう。
  - (4) 役員報酬等とは、報酬、手当、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、本法人の専任教職員としての当該給与規程等に基づき支給される給与等は含まない。
  - (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生ずる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。
- 2 役員区分については、別表1のとおりとする。

(適用の範囲)

第3条 役員報酬等を受ける者は、次のとおりとする。

- (1) 総長
- (2) 代表業務執行理事
- (3) 業務執行理事
- (4) 理事
- (5) 監事

(役員報酬等の種類)

第4条 本法人の役員に支給する報酬等は次のとおりとする。

- (1) 役員手当
- (2) 職務手当
- (3) 通勤手当
- (4) 特別功労金

(役員手当)

第5条 前条第1号に定める役員手当の支給基準は別表2のとおりとする。

(職務手当)

第6条 役員に特定の業務を委嘱した場合は、その期間について理事会の決定により職務手当を支給することができる。ただし、その金額は月額10万円以内とする。

(通勤手当)

第7条 第4条第4号に定める通勤手当は、第2条第2項に定める本法人の専任教職員以外の常勤の役員に通勤費等支給規程を準用する。

(表彰及び特別功労金)

第8条 本法人のために特に顕著な功労があった役員に対して、理事会の決定により、これを表彰しかつ特別功労金を贈呈することができる。ただし、この表彰の方法及び特別功労金等の支給については、理事会が決定する。

(役員報酬等の計算等)

第9条 役員報酬等の計算等は次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号に定める役員報酬等は、その月の1日から末日までを計算する。
- (2) 日割計算
  - a 前号の計算期間中の中途において就任、増額及び減額があったときは、その月分は日割計算とする。
  - b 前号の計算期間中における退任のときは、その月分の全額を支給する。ただし、懲戒処分による解任の場合は、その勤務日数に対して日割計算とするが、支払日以降月末までの解任については日割計算とせずその月分を支給する。
- (3) 端数計算
  - a 役員報酬等の計算過程において生ずる端数については円位までをとり、その計算の結果生じた10円未満の端数については四捨五入の方法による。ただし、別に定めがあるときはその規定による。

(役員報酬等の支払日)

- 第10条 第4条第1号から第3号に定める役員報酬等は、毎月25日（支払日が休日又は土曜日にあたるときは、その前営業日）に支給する。ただし、別に定めがあるときはその規定による。
- 2 特別功労金の支払日については、そのつど理事会が決定する。

(費用)

- 第11条 役員には、別に定める国内出張旅費規程及び国外出張旅費規程に基づいて、旅費等を支給する。
- 2 第2条第2項に定める非常勤の役員の理事会・評議員会出席に関する交通費は支給しない。ただし、遠隔地に在住している場合は交通費実費を支給する。遠隔地についての交通費支給基準は次のとおりとする。また、宿泊の必要があると認められる場合には、国内出張旅費規程に基づく宿泊料を支給する。
    - (1) 交通機関は公共交通機関とし、原則として現住所の最寄駅から大学（会議開催地）間の乗車経路100kmを目安とし、これを超える場合を遠隔地として交通費実費を支給する。
    - (2) 前号に定める経路は、最短距離、最低料金、最小時間のうちいずれかに該当しなければならない。
    - (3) 交通費の算出は、国内出張旅費規程を適用できるものとする。
  - 3 理事会・評議員会出席を除く大学からの要請に伴う学内会議等の出席については諸車代として一日につき5,000円支給するものとする。

(評議員)

- 第12条 学校法人法政大学寄附行為第40条第1項第2号及び第3号に定める評議員に対して、当該年度における職務の事情を勘案し、慰労として謝礼金を支給することができる。
- 2 前項に定める謝礼金を支給すべき評議員の範囲、時期及び方法等については、次の各号のとおりとする。
    - (1) 支給対象者は、当年度の4月1日から11月30日の全部又は一部の期間において、学校法人法政大学寄附行為第40条第1項第2号に基づく評議員（以下、「2号評議員」という。）及び同第3号に基づく評議員（以下、「3号評議員」という。）の任にある者とする。
    - (2) 支給金額は、支給前年度の12月1日から当年度の11月30日までを算定期間とし、別表4のとおりとする。
    - (3) 支給時期は、算定期間翌月（12月）中とする。
  - 3 第1項に定める評議員が大学の招集する会議に出席する場合の交通費は支給しない。ただし、遠隔地に在住している場合は、交通費実費を支給する。遠隔地についての交通費支給基準は、前条第2項のとおりとする。また、宿泊の必要があると認められる場合には、国内出張旅費規程に基づく宿泊料を支給する。
  - 4 第1項に定める評議員が大学の命により出張する場合は、国内出張旅費規程及び国外出張旅費規程を適用するものとする。
  - 5 第1項に定める評議員が、大学の命により学内に設置する委員会等の委員に委嘱された場合は、委員会出席1回につき、1万円を謝礼金として支給する。
  - 6 第1項に定める評議員が、評議員会議長、副議長又は幹事に選出されたときは、別表3のとおり報酬を支払う。この場合において、報酬計算期間の途中で新たに就任した場合は、又は退任、解任等の場合における当該計算期間の月額報酬は、日割計算等を行わず1か月分を支給する。

(公表)

第13条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第137条及び学校法人法政大学寄附行為第80条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、理事会が決定する。

付 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2021年4月1日から一部改正し施行する（常勤監事に関する役員区分及び役員手当の追加）。
- 3 この規程は、2025年4月1日から一部改正し施行する（私立学校法の改正に伴う寄附行為変更への対応）。
- 4 この規程は、2026年4月1日から一部改正し施行する（評議員の謝礼金支給基準の追加及び役員手当支給基準の変更）。

別表1 役員区分

役職名	区 分
総長	常勤 本法人の専任教職員
	本法人の専任教職員以外
代表業務執行理事 業務執行理事	常勤 本法人の専任教職員
	本法人の専任教職員以外
理事	常勤 本法人の専任教職員
	本法人の専任教職員以外
監事	非常勤 本法人の専任教職員以外
	常勤 本法人の専任教職員以外
	非常勤 本法人の専任教職員以外

別表2 役員手当支給基準

役職名	区分	月額報酬額
総長	常勤	本法人の専任教職員 769,000円
		本法人の専任教職員以外 1,887,900円
代表業務執行理事 業務執行理事	常勤	本法人の専任教職員 497,000円
		本法人の専任教職員以外 1,605,200円
理事	常勤	本法人の専任教職員 497,000円
		本法人の専任教職員以外 1,605,200円
	非常勤	本法人の専任教職員以外 288,000円
監事	常勤	本法人の専任教職員以外 1,353,200円

	非常勤	本法人の専任教職員以外	345,000円
--	-----	-------------	----------

別表3 評議員会議長、副議長及び幹事の報酬

評議員会議長	(月額) 30,000円
評議員会副議長	(月額) 15,000円
評議員会幹事	(月額) 10,000円

別表4 評議員の謝礼金

区分	対象基準	金額(年額)
第2号評議員	算定期間中、在任6ヶ月以上かつ期間中に開催された評議員会に1回以上出席した者	160,000円
	算定期間中、在任6ヶ月未満かつ期間中に開催された評議員会に1回以上出席した者	80,000円
	算定期間中の在任期間にかかわらず、期間中に開催された評議員会を全て欠席した者	支給しない
第3号評議員	算定期間中の在任期間にかかわらず、期間中に開催された評議員会に1回以上出席した者	160,000円
	算定期間中の在任期間にかかわらず、期間中に開催された評議員会を全て欠席した者	支給しない

(追59)